

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体 － 非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） (省 略)			29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体 － 非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） (同 左)		
2903.11 ↓ 2903.29	－ 非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体 (省 略)			2903.11 ↓ 2903.29	－ 非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体 (同 左)		
2903.31	<u>--- その他のもの</u>			2903.31	<u>--- その他のもの</u>		
<u>100</u>	<u>---- 臭化メチル</u> <u>---- ふつ素化誘導体</u>	<u>KG</u>	<u>100</u>	<u>2903.39</u>	<u>---- 臭化メチル</u> <u>---- ふつ素化誘導体</u>	<u>KG</u>	
<u>210</u>	<u>---- ペルフルオロメタン (PFC-14)</u>	<u>KG</u>	<u>210</u>		<u>---- ペルフルオロメタン</u>		<u>KG</u>
<u>220</u>	<u>---- ペルフルオロエタン (PFC-116)</u>	<u>KG</u>	<u>220</u>		<u>---- ペルフルオロエタン</u>		<u>KG</u>
<u>310</u>	<u>---- ペルフルオロプロパン (PFC-218)</u>	<u>KG</u>	<u>230</u>		<u>---- ジフルオロメタン (HFC-32)</u>		<u>KG</u>
<u>320</u>	<u>---- ペルフルオロヘキサン (PFC-51-14)</u>)	<u>KG</u>	<u>240</u>		<u>---- ペンタフルオロエタン (HFC-125)</u>		<u>KG</u>
<u>230</u>	<u>---- ジフルオロメタン (HFC-32)</u>	<u>KG</u>	<u>250</u>		<u>---- 1・1・1・2-テトラフルオロエタン</u> (HFC-134a)		<u>KG</u>
<u>240</u>	<u>---- ペンタフルオロエタン (HFC-125)</u>	<u>KG</u>	<u>260</u>		<u>---- 1・1・1-トリフルオロエタン (HF</u> C-143a)		<u>KG</u>
<u>250</u>	<u>---- 1・1・1・2-テトラフルオロエタン</u> (HFC-134a)	<u>KG</u>	<u>270</u>		<u>---- 1・1-ジフルオロエタン (HFC-</u> 152a)		<u>KG</u>
<u>260</u>	<u>---- 1・1・1-トリフルオロエタン (HF</u> C-143a)	<u>KG</u>	<u>290</u>		<u>---- その他のもの</u>		<u>KG</u>
<u>270</u>	<u>---- 1・1-ジフルオロエタン (HFC-</u> 152a)	<u>KG</u>	<u>900</u>		<u>---- その他のもの</u>		<u>KG</u>
<u>330</u>	<u>---- 1・1・1・3・3-ペンタフルオロブ</u>	<u>KG</u>					

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	<u>340</u> ロパン (HFC-245fa) ----- 1・1・1・3・3-ペンタフルオロブ タン (HFC-365mfc)	<u>KG</u>					
	<u>290</u> ----- その他のもの	<u>KG</u>					
	<u>900</u> ----- その他のもの - 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) (省 略)	<u>KG</u>		2903.71	- 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) (同 左)		
2903.71				2903.71			
2903.78				2903.78			
2903.79	--- その他のもの ---- メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの			2903.79	--- その他のもの ---- メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの		
110	---- ジクロロフルオロメタン (HCFC-21))	<u>KG</u>		110	---- ジクロロフルオロメタン (HCFC-21))	<u>KG</u>	
120	---- クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)	<u>KG</u>		120	---- クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)	<u>KG</u>	
190	---- その他のもの ---- その他のもの	<u>KG</u>		190	---- その他のもの ---- その他のもの	<u>KG</u>	
910	---- その他のハロゲン化誘導体 (メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。)	<u>KG</u>		900	---- その他のもの	<u>KG</u>	
990	---- その他のもの - 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	<u>KG</u>			- 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体		

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新			旧			単位
統計番号	品名	単位	統計番号		品名	
			I	II	I	
2903.81	(省略)		2903.81		(同左)	
2903.82	(省略)		2903.82		(同左)	
2903.89	<u>--- その他のもの</u>		<u>2903.89</u>	<u>000</u>	<u>--- その他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>100</u>	<u>---</u> ペルフルオロシクロブタン (PFC-c 318)	<u>KG</u>			
	<u>900</u>	<u>---</u> その他のもの - 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	<u>KG</u>		- 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	
2903.91	(省略)		2903.91		(同左)	
2903.99			2903.99			
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコルペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - 非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコルペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - 非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2909.11	(省略)		2909.11		(同左)	
2909.19	<u>--- その他のもの</u>		<u>2909.19</u>	<u>000</u>	<u>--- その他のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>100</u>	<u>---</u> 飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体	<u>KG</u>			
	<u>900</u>	<u>---</u> その他のもの	<u>KG</u>			
2909.20			2909.20			

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
2909.60	(省略)			2909.60	(同左)		
32.10 <u>3210.00</u>	<u>000</u> <u>その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカ一及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料</u>		KG	32.10 <u>3210.00</u>	<u>その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカ一及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料</u> —ワニス —その他のもの		KG KG
37.03	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。） (省略)			37.03	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。） (同左)		
3703.10 3703.20 <u>3703.90</u>	(省略) —その他のもの	SM	KG	3703.10 3703.20 <u>3703.90</u>	(同左) —その他のもの —印画紙 —その他のもの	SM	KG SM KG
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3824.10 3824.60	(省略)			3824.10 3824.60	(同左)		

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新			旧			単位
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	
		I	II		I	
3824.71 §	— メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導 体を含有する混合物 (省略)			3824.71 §	— メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導 体を含有する混合物 (同左)	
3824.77	— ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイド ロフルオロカーボン (HFC) を含有するも の (クロロフルオロカーボン (CFC) 又は ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)			3824.77 3824.78 000	— ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイド ロフルオロカーボン (HFC) を含有するも の (クロロフルオロカーボン (CFC) 又は ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)	
3824.78 110	— 1・1・1-トリフルオロエタン (HF C-143a)、ペンタフルオロエタン (H FC-125) 及び1・1・1・2-テトラ フルオロエタン (HF C-134a) をそれ ぞれ52:44:4の割合で含有するもの (R -404A)		KG			KG
120	— ジフルオロメタン (HFC-32)、ペ ンタフルオロエタン (HFC-125) 及び1 ・1・1・2-テトラフルオロエタン (H FC-134a) をそれぞれ23:25:52の 割合で含有するもの (R-407C)	KG				
130	— ジフルオロメタン (HFC-32) 及びペ ンタフルオロエタン (HFC-125) をそ れぞれ50:50の割合で含有するもの (R -410A)	KG				
140	— 1・1・1-トリフルオロエタン (HF	KG				

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
3824.79	900	<u>C-143a) 及びペンタフルオロエタン (HFC-125) をそれぞれ50:50の割合で含有するもの (R-507A)</u> —— その他のもの (省略)		KG KG	3824.79 3824.90		(同左)		
3824.90									
61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6111.20	150	— 編製のもの —— 手袋、ミトン及びミット —— パンティストッキング、タイツ、ストッキン	PR	KG	6111.20	150	— 編製のもの —— 手袋、ミトン及びミット —— パンティストッキング、タイツ、ストッキン	PR	KG
	200	グ、ソックスその他の靴下類	PR	KG		210	グ、ソックスその他の靴下類	NO	KG
						295	—— パンティストッキング及びタイツ	PR	KG
6111.30	900	—— その他のもの — 合成繊維製のもの —— パンティストッキング、タイツ、ストッキン	NO	KG	6111.30	900	—— その他のもの — 合成繊維製のもの —— パンティストッキング、タイツ、ストッキン	NO	KG
	200	グ、ソックスその他の靴下類	PR	KG		210	グ、ソックスその他の靴下類	NO	KG
						295	—— パンティストッキング及びタイツ	PR	KG
6111.90	900	—— その他のもの (省略)	NO	KG	6111.90	900	—— その他のもの (同左)	NO	KG
69.12						69.12			

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
6912.00	100	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。） — 食卓用品（組物を含む。）	DZ	KG	6912.00		陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。） — 食卓用品（組物を含む。）	DZ	KG
	900	— その他のもの		KG			120 — 32個以上の組物	DZ	KG
84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）			84.18		130 — 32個未満の組物又はばら物	DZ	KG
8418.10		(省略)			8418.10		900 — その他のもの		KG
8418.21		— 家庭用冷蔵庫			8418.21		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）		
8418.29	000	(省略) — その他のもの	NO	KG	8418.29	8418.29	(同左)		
8418.30	§	(省略)			8418.30		— 家庭用冷蔵庫		
8418.99					§		(同左)		
8418.99					8418.99		— その他のもの		
8418.30	§				900		— 小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO	KG
8418.99							— その他のもの	NO	KG
84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスマーマシン			84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスマーマシン		

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8457.10		(省略)			8457.10		(同左)		
8457.20		(省略)			8457.20		(同左)		
8457.30	000	—マルチステーショントランスマシン	NO	KG	8457.30		—マルチステーショントランスマシン		
						100	—数値制御式のもの	NO	KG
						900	—その他のもの	NO	KG
84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）			84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）		
8459.10		(省略)			8459.10		(同左)		
		—その他のボール盤					—その他のボール盤		
8459.21		(省略)			8459.21		(同左)		
8459.29	000	—その他のもの	NO	KG	8459.29		—その他のもの	NO	KG
						100	—多軸ボール盤	NO	KG
						900	—その他のもの	NO	KG
		—その他の中ぐりフライス盤					—その他の中ぐりフライス盤		
8459.31	§	(省略)			8459.31		(同左)		
8459.70					§				
					8459.70				
87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）			87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）		
		(省略)					(同左)		
8703.10					8703.10				

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新			旧			単位			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名				
		I	II						
8703.21	100	— その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）	S T	8703.21	— その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）	S T			
		--- シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの			--- シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの				
		---- ノックダウンのもの			---- ノックダウンのもの				
		---- その他のもの			---- その他のもの				
		----- シリンダー容積が <u>660立方センチメートル</u> 以下のもの			----- シリンダー容積が <u>550立方センチメートル</u> 以下のもの				
		----- 中古のもの			----- 中古のもの				
		----- その他のもの			----- その他のもの				
		----- シリンダー容積が <u>660立方センチメートル</u> を超えるもの			----- シリンダー容積が <u>550立方センチメートル</u> を超えるもの				
		----- 中古のもの			----- 中古のもの				
		----- その他のもの			----- その他のもの				
8703.22	§	(省 略)			8703.22				
		(省 略)			(同 左)				
8703.90				§					
90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）		90.17	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）				
9017.10	§	(省 略)		§		(同 左)			

輸出統計品目表改正

平成24年10月財務省告示第三百十六号

新				旧				単位	
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
9017.30					9017.30				
9017.80	000	— その他の機器	NO	KG	9017.80		— その他の機器	NO	KG
9017.90		(省略)			200		— 卷尺	NO	KG
					900		— その他のもの		
							(同 左)		